

横手市農業委員会

令和5年度 第2回

農業委員会総会議事録

令和5年5月15日

## 令和5年度 第2回横手市農業委員会総会議事録

令和5年5月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市条里南庁舎に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
4. 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
5. 議案第7号 農用地利用集積計画審議について
6. 報告第3号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19		欠
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10			22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

19番 高橋 康弘 委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩	瀬	司
	総務係長	佐	藤	亨
	農地振興係長	片	野	松 浩
	総務係主査	佐	藤	絹 子
	農地振興係主査	伊	藤	俊 一
	農地振興係主査	柴	田	正 之
	専門員	塩	田	正 秋
増田地域局	農委事務局主査	土	崎	正 之
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅 彦
雄物川地域局	農委事務局主査	菊	谷	仁 志
大森地域局	農委事務局主査	高	田	真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	大	沼	美 奈 子
山内地域局	農委事務局主査	石	橋	大 輔
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理 香

議長

本日の出席者数は22名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第2回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第23条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
9番 小笠原夏子 委員  
11番 近江清廣 委員  
の両名を指名いたします。

議長

日程2、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書2ページをご覧ください。申請案件は15件です。

「1番」から「3番」は、横手地域局管内からの申請です。

「1番」・「2番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「3番」は、後継者に対して贈与をするものです。

「4番」は、増田地域局管内からの申請です。

「4番」は、後継者に対して贈与をするものです。

議案書3ページ、4ページです。

「5番」から「10番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「5番」から「10番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

「11番」は、雄物川地域局管内からの申請です。

「11番」は、近隣耕作者へ賃貸借により権利設定をするものです。

「12番」は、大森地域局管内からの申請です。

「12番」は、親族に対して贈与するものです。

議案書5ページです。

「13番」は、山内地域局管内からの申請です。

「13番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

「14番」・「15番」は、大雄地域局管内からの申請です。

「14番」・「15番」は、買受により経営規模を拡大するものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号「27番」から「41番」に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

	(特になし)
議長	<p>それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第4号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第4号」については、許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>日程3、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p>
議長	<p>はじめに「整理番号1番」は、議席番号23番 齊藤龍平 委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(議席番号23番 齊藤龍平委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは、「整理番号1番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明いたします。議案書8ページをお開きください。4条許可申請の件数は1件となっております。</p> <p>十文字地域局管内からのものです。</p> <p>農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。</p> <p>事業概要です。申請者は農業用倉庫の建築を計画しています。近年の経営規模拡大による生産量増加に伴い、既存の資材置場に農業用資材等が置き切れない状況となり、新たに農業用倉庫の建設が必要となったものです。申請地は既存施設、耕作農地の近隣地であり、作業や移動の利便性が高いため、農地であります。止む無く選定したものです。</p> <p>土地概要です。申請地は「十文字地域局」から北西約1.7kmにある農地で、地目は登記・現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は農業施設用地、西側は農地、東側は水路をはさんで法定外公共物、南側は市道敷地となっております。</p> <p>資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済です。</p> <p>排水計画です。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。</p>

被害防除については、隣接農地の日照・通風・通作に影響を及ぼさないよう建物と農地の間に一定の距離を確保する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、建築基準法第43条による接道条件について確認済です。また、「横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱」第7条の規定による事前協議済です。申請地は「農用地区域内農地」ですが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第4条第6項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、4月27日、伊藤亨委員と事務局で実施してます。

なお、本申請地は、農業経営基盤強化促進法により、令和4年8月に取得した農地です。農地取得から短期間での転用申請であるため、申請者へ説明を求めたところ、経緯説明書の提出がありましたので、一部を抜粋して読み上げます。『買入当初は耕作に用いる予定であったが、法人の経営規模拡大に伴い、農業資材等が既存の施設や資材置場に置ききれない状況となった。加えて、従業員の増加に伴い、駐車スペースの確保が急務となった。既存の施設周辺には該当する宅地がなく、既存施設、耕作農地に隣接しており利便性が高い当該地を選定するに至った。』とのことです。

説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第5号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第5号」については、許可することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号23番 齊藤龍平委員 着席)

議長

日程4、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

それではご説明いたします。議案書 12 ページをお開きください。申請件数は 5 件です。

「1 番」は、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんしている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、住宅敷地通路が狭いため、通路幅を計画しています。申請地は、既存通路に隣接した土地であり、一体的に使用することで通路を拡張できるため、選定したものです。

土地概要です。申請地は、「黒川地区交流センター」から南西約 1.3 km に位置しており、地目は登記・現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は、自然流下により敷地西側側溝へ放流する計画です。被害防除については、コンクリートブロック塀で仕切られた住宅敷地内の一部の土地をコンクリート舗装して使用するものであり、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、特にありません。申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 2 日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

なお、本件は、追認案件となっています。申請地は既に通路としてコンクリート舗装されていることから、このたびの許可申請にあたり、譲受人から弁明書の提出を受けております。『譲受人・譲渡人とも先代の出来事であり詳細は不明ですが、農地法第 3 条申請と第 5 条申請の違いをよく理解しておらず、第 3 条申請で借用した農地を、父が住宅敷地通路としてコンクリート舗装してしまったようです。誠に遅ればせながら農地法第 5 条の申請をしますので、所有権移転及び地目変更を認めていただきますよう、お願いします。』とのことであり、反省の意思を確認しております。

「2 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域であるため、「第 3 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、住宅建築や不動産売買などを業務とする株式会社です。市街地に休耕中の農地があり、宅地として需要が見込めることから、2 区画の宅地分譲地として整備しようとするものです。

土地概要です。申請地は、「条里南庁舎」から南西約 800m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側・西側は宅地及び市道、南側は宅地、東側は法定外公共物となっています。資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、預金通帳の写しにより確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は市下水道を利用、雨水排水は、地



下浸透及び自然流下により市道側溝へ放流させる計画です。被害防除は、整地の際、隣地へ土砂の流出がないように配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、道路法第 24 条による道路工事施工について承認済みです。申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 2 日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

14 ページをお開きください。「3 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在 4 世代で同居しておりますが手狭になってきたため、夫婦と子供 2 人が居住する自宅の新築を計画しています。黒川地区内で宅地を探しましたが、条件に合う更地を見付けることができまませんでした。申請地は、現居住地の隣接地でありこれまで同様両親の協力を期待できるため、農地であります但し止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「黒川地区交流センター」から北西約 1.6 km に位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側は畑、東側・西側は宅地、南側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の申込内容確認書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。被害防除は、北側農地との境界にネットフェンスを設置する計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、建築基準法第 43 条による接道条件について確認済みです。申請地は「第 1 種農地」であります但し、申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、5 月 2 日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

「4 番」も、横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在の住宅が老朽化したため、移転新築を検討しています。現在の居住地は緊急車両も入れない不便な場所であるため、近隣の宅地を探しましたが適地が見付かりませんでした。申請地は、現在の居住地から近く交通の便も比較的良好いため、農地であります

が止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「朝倉地区交流センター」から北西約2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっています。隣接地の状況は、北側・西側・南側は現況宅地、東側は市道となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応することと、金融機関の残高証明書より確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設け、建物の高さを加減し日照・通風に配慮する計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、土地改良区の管轄外であり、特にありません。

他法令については、建築基準法第43条による接道条件について確認済みです。申請地は「第1種農地」ですが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えま

す。現地調査は、5月2日、高橋尚也委員と事務局で実施しています。

16ページをお開きください。「5番」は、平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、「農用地区域内農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、農作業受託の増加により、現在使用している農業用倉庫が手狭になったことから、農業用倉庫の新設を検討しています。本申請地は自宅及び既存農業施設に隣接しており進入も容易であるため、農地ではありますが止む無く選定したものです。

土地概要です。申請地は、「醍醐地区交流センター」から南東約1.2kmに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっています。隣接地の状況は、西側は宅地、北側・東側・南側は農地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応することと、金融機関の融資決定通知により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は地下浸透及び自然流下させる計画です。被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われま

す。意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から同意する旨の意見書が交付されています。

他法令については、建築基準法第43条による接道条件について確認済みです。申請地は「農用地区域内農地」ですが、農用地利用計画において指定される用途に供するものであることから、農地法第5条第2項の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えま

現地調査は、4月27日、佐藤勇委員と事務局で実施しています。  
説明は以上です。宜しくご審議お願いします。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第6号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「議案第6号」については、許可することに決定いたします。

事務局

日程5、議案第7号「農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。

議長

はじめに「整理番号521番、522番」は、議席番号22番 千葉肇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

(議席番号22番 千葉肇委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号521番、522番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

「整理番号521番」及び「522番」につきましては、議案書21ページになります。いずれも相対による利用権設定でありまして、再設定の3年間の設定となります。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 521 番、522 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 521 番、522 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 22 番 千葉肇委員 着席)

議長

次に、「整理番号 562 番」は、議席番号 5 番 堀江一彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

議長

(議席番号 5 番 堀江一彦委員 一時退席)

議長

それでは、「整理番号 562 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号 562 番につきましては、議案書 26 ページになります。  
農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 16 日付けで農用地利用集積計画の公告により農家に貸付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 562 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号 562 番」については、承認することに決定いたします。

退席委員の入場を認めます。

(議席番号 5 番 堀江一彦委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号 507 番」から「整理番号 595 番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。議案書 20 ページになります。所有権移転になります。

「整理番号 507 番」から「整理番号 511 番」の 5 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものでありまして、来月以降に受け手農家に売り渡す予定のものとなっております。

次の「整理番号 512 番」及び「513 番」の 2 件につきましては、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。

議案書 21 ページになります。相対による利用権設定になります。

「整理番号 514 番」から議案書 25 ページの「整理番号 551 番」までの議事参与案件を除く 36 件につきましては、新規設定が 7 件、再設定が 29 件となっております。

農地中間管理事業になります。議案書 25 ページの「整理番号 552 番」から議案書 30 ページの「整理番号 595 番」までの議事参与案件を除く 43 件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、5 月 16 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

なお、未相続地である共有に係る利用権設定につきましては、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得られていることを確認しております。

本農用地利用集積計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 507 番」から「整理番号 595 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 507 番」から「整理番号 595 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 7 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

議長

日程 6、報告第 3 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局

それでは説明します。議案書 32 ページをご覧ください。報告件数は全部で 2 件となっております。横手地域局管内が 1 件、雄物川地域局管内が 1 件です。

まず 1 番についてです。照会地は、「栄地区交流センター」から南西約 500m に位置しています。隣接地の状況は、北側・東側・南側は宅地、西側は田となっております。

土地の状況です。昭和 49 年、申請者の亡くなった祖父が農地法第 3 条許可により当該地を取得しました。春から秋は宅内畑として、冬は雪捨て場として隣接する宅地と一体使用してきたとのことです。住宅が空き家になるとともに当該地も耕作されなくなり、現在に至っているとのことです。現状は、隣接農地とはブロック塀で区切られ狭隘であり、また当該地の一部は花壇となっております農地としての利用は困難な状態であり「非農地」と判断しました。

現地調査は、4 月 25 日、堀江一彦委員、佐藤省美委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、4 月 28 日付けで記載のとおり報告しています。

次に 2 番についてです。照会地は、「雄物川地域局」から北東約 1.7 km に位置しています。隣接地の状況は、東側・北側は市道、西側・南側は農地となっております。

土地の状況です。申請者の亡くなった母親の代に、171 番 1 及び 172 番は埋め立てし、179 番には住宅を建てたとのことです。当時、農業委員会の許可が必要であることを知らずに行ったと思われるとのことです。今年になり 179 番に建っていた住宅も解体されましたが、農地としての利用は困難な状態であり、「非農地」と判断しました。

現地調査は、4 月 26 日、吉田豊委員、近江清廣委員、高橋孝太推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、5 月 2 日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

議長

ご質問がないようですので、「報告第 3 号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第 2 回総会を閉会します。  
ご協力ありがとうございました。

( 10 時 36 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 5 年 5 月 15 日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 小笠原 夏子

---

署名委員 近江 清廣

---